

# 会社分割

税理士法人 山田&パートナーズ 法人・資産税第2部 木村 篤志

**【問い】** 私と私の弟で五〇%ずつ出資して共同経営しているA社があります。しかし、今後は共同経営する今の状況を解消しておのおの持ち分が一〇〇%の二つの会社に分けようと考えています。会社を二つに分ける良い方法がありますか？

**【答え】** A社をあなたと弟それぞれの持ち分が一〇〇%の二つの会社に分割するためには、まず分割型分割を行い（下図「会社分割後」参照）、次に、それぞれが経営する会社の株式を経営しない人から買い取る（下図「株式譲渡後」参照）という方法が考えられます。

## 一、分割型分割

一つの会社を二つ以上の会社に分割する組織法上の行為を会社分割といます。会社分割には設立する会社の株式を分割会社に付与する「分型」と分割会社の株主に付与する「分割型」に区分されます。

## 二、分割型分割をした場合における税務上の取り扱い

### （一）A社の取り扱い

#### 原則

税務上、会社分割は分割法人から分割承継法人への資産の譲渡とみなされます。従って、移転した資産に含み損益がある場合には会社分割に際して実現し課税されてしまいます。

## 適格分割型分割

一定の要件を満たす会社分割を行った場合には資産負債の移転は帳簿価額で行われたものとされ譲渡損益は発生しません。A社の株主は親族のみですから持分割合一〇〇%の場合の組織再編になり、次の要件を満たせば適格分割に該当します。

- イ、分割の前後において持分関係が一〇〇%であること。
- ロ、株式以外の金銭の交付がないこと。
- ハ、A社の持株割合に応じてB社の株式が交付されること。

### （二）A社の株主の取り扱い

株式のみの交付を受けた場合、分割法人から分割承継法人の株式のみの交付を受けた場合にはみなし配当および株式の譲渡損益の問題は生じません。

株式以外に金銭等の交付を受けた場合

分割法人から株式以外に金銭等の交付を受けた場合には適格分割の要件を満たさなくなるため非適格分割になります。この場合には交付を受けた新株等のうち分割法人の利益積立金を原資とする部分は配当とされません。また交付を受けた株式および金銭等の価額からみなし配当額を控除した金額がA社株の譲渡対価とされ譲渡損益が計上されます。

## 三、会社分割後に株式を譲渡した場合の税務上の取り扱い

株式の譲渡を行った場合には株式譲渡益に対して二〇%相当額の譲渡税がかかります。なお、適格分割型分割の要件イについて親族内における株式の移動であれば要件は満たしている事になります。

